

掛川市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年5月26日

掛川市長 松 井 三 郎

1 大字上西郷字中山の小字を字御堂ヶ谷に変更する区域

大字上西郷字中山2040の2から2040の10まで、2040の16から2040の20まで、2040の23、2040の24、2040の26、2040の27及びこれらの区域に介在する畦畔の全部

2 変更年月日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分があった旨の公告の日の翌日